

選挙運動用ビラ作成契約届出書
(令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙)

令和8年 月 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第7条の規定に基づき届け出ます。

契約年月日	契約相手方の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数（枚）	作成契約金額（円）	

(注) この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
(令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙)

令和8年 月 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

次の選挙運動用ビラ作成枚数について、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契 約 年 月 日	
2 契約の相手方の氏名、住所 及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	
3 確 認 申 請 枚 数	枚

区 分	作 成 枚 数 (枚)	左のうち公費負担範囲の枚数 (枚)
前回までの累積枚数 (a)		確認済枚数
今 回 の 枚 数 (b)		確認申請枚数
枚 数 計 (a) + (b)		公費負担対象枚数
備 考		

(注) 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から茅ヶ崎市選挙管理委員会に提出してください。

3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラ作成証明書
(令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙)

令和8年 月 日

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名、住所及び 電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

- (注) 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ビラ作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数は、候補者がビラ作成業者に渡した選挙運動用ビラ作成枚数確認書に記載されている枚数です。

(候補者→業者→選挙管理委員会)

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 請 求 書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり請求します

請 求 金 額			円							
内 訳	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 A	枚 数 B	金 額 C (A×B)	単 価 D	枚 数 E	金 額 F (D×E)	単 価 G	枚 数 H	金 額 I (G×H)	
	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				8.38	16,000	134,080				
令和 8 年 1 1 月 1 日執行茅ヶ崎市長選挙										
候補者の氏名										
振 込 先	銀行				本 店 支	口座 名義	(カタカナで記載してください。)			
	種 目	1 普通 2 当座	口座 番号							
連絡先 (この請求書についての連絡先)										
電話 () — 担当者名										

(注) 1 内訳欄について

- (1) E 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により **確認された作成枚数を記載** してください。
- (2) G 欄には、**A 欄と D 欄とを比較して少ない方の金額を記載** してください。
- (3) H 欄には、**C 欄と I 欄とを比較して少ない方の枚数を記載** してください。

2 この請求書は、候補者から受領した**選挙運動用ビラ作成枚数確認書**及び**選挙運動用ビラ作成証明書**とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

3 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
(業者→選挙管理委員会)